

新型コロナウイルス感染症による火葬等に関するガイドラインの改正について

項目	コロナウイルス感染者火葬の依頼	
	ガイドライン（新） 令和5年4月26日（第4版）	ガイドライン（旧） 令和5年3月3日（第3版）
火葬	遺体に適切な感染対策（※1） 感染予防対策を実施する期間（10日間）を満了後 （通常火葬）	遺体に適切な感染対策（※1） 感染予防対策を実施する期間（10日間）を満了後 （通常火葬）
納体袋の有無	遺体に適切な感染対策（※1）その後納体袋に收容する 必要なし （通常火葬）	遺体に適切な感染対策（※1）その後納体袋に收容する 必要なし （通常火葬）
遺族の火葬参列	基本的な感染対策（※2） 遺族の参列可能	基本的な感染対策（※2） 遺族の参列可能
収骨	基本的な感染対策（※2） 遺族の収骨可能	基本的な感染対策（※2） 遺族の収骨可能
無症状の濃厚接触者の参列の制限	基本的な感染対策（※2） 遺族の参列可能	対面を避ける取組が推奨。 参列する場合は、その方の検査の状況を踏まえつつ、 基本的な感染対策（※2）を徹底すること。
参列者の動線分離の制限	遺体に適切な感染対策（※1）が実施されている場合は、 火葬時間帯を分ける必要はなく、動線分離も必要ない。 （通常火葬・通常時間帯）	遺体に適切な感染対策（※1）が実施されている場合は、 火葬時間帯を分ける必要はなく、動線分離も必要ない。 （通常火葬・通常時間帯）

（※1）遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行う等）

（※2）基本的な感染対策（体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）